



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年5月18日金曜日 第2369号

◇ 目 次 ◇ 告 示

行政書士法上の指定試験機関の主たる事務所等の所在地の変更..... 429
 大規模小売店舗の廃止の届出..... 429
 保安林の指定施業要件の変更..... 429
 公有水面埋立工事のしゅん功認可..... 430
 土地改良区役員の就退任の届出..... 431
 土地改良区の定款変更の認可(2件)..... 431
 土地改良区役員の就退任の届出(6件)..... 432
 土地改良区の定款変更の認可(5件)..... 434
 開発行為に関する工事の完了(2件)..... 434
 土地改良区の定款変更の認可..... 434
 建設業者の許可の取消し..... 434
 道路の供用開始(一般国道197号)..... 435

公 告

争議行為の通知の公表..... 435

教育委員会公告

平成25年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の
 出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について... 435
 平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施..... 436

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出..... 437
 政治団体の届出事項の異動の届出..... 437
 政治団体の解散の届出..... 438
 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... 438

公営企業公告

愛媛県立中央病院医療情報システム系ネットワーク導入事業..... 438

正 誤

平成24年5月1日付け第2364号愛媛県告示第590号(介護機関(居
 宅介護事業者)の指定)中..... 440
 平成24年5月1日付け第2364号愛媛県告示第593号(介護機関(介
 護予防事業者)の指定)中..... 440

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示
 及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する
 協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第660号

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条の4第2項の規定によ
 り、指定試験機関から次のとおり主たる事務所所在地及び試験事
 務を取り扱う事務所の所在地の変更の届出があった。

平成24年5月18日

愛媛県知事 中村時広

1 主たる事務所の所在地

変更前	東京都千代田区日比谷公園1番3号
変更後	東京都千代田区一番町25番地

2 試験事務を取り扱う事務所の所在地

変更前	東京都千代田区日比谷公園1番3号
変更後	東京都千代田区一番町25番地

3 変更年月日

平成24年4月23日

○愛媛県告示第661号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規
 定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面
 積以下とする旨の届出があった。

平成24年5月18日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗 の名称	大規模小売店舗 の所在地	大規模小売店舗内の店舗面積の 合計が基準面積以下となる日
株式会社今治大丸・今治織物工業協同組合共同ビル	今治市常盤町四丁目1番地18	平成24年5月9日

○愛媛県告示第662号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定により、
 次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成24年5月18日

愛媛県知事 中村時広

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

南宇和郡愛南町柏39、168の1、168の2、169、170、178、
 179、188から193まで、800、802、803、854、855、856の1、
 857の1、857の2、858の1、858の2、859の1、859の2、86
 0、861、1068、1069、1074、1075、1079、1083、1084、1139か
 ら1151まで、1153、1154、1160、1161、1211から1214まで、12
 16、1217、1468、1471、1472、1476、1477、1709、1711、1713
 から1718まで、1722から1724まで、1727、1901、1902、2186か
 ら2191まで、2192の1、2192の2、2193、2195、2197、2205、
 2207

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の
所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期

齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1461、1462、1465から1467まで、1488
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1754・1756（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1690
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町柏1686の1・1689の2・1756・1757・1758の1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、1685、1687、1689の1
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。
- 5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川52、65、66の1、66の2、67、68、70の1から70の3まで、72の1から72の4まで、73の1から73の3まで、85の1、85の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92から94まで、98
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

- 6(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南宇和郡愛南町須ノ川52、65、66の1、66の2、67、68、70の1から70の3まで、72の1から72の4まで、73の1から73の3まで、85の1、85の2、89の1、89の2、90の1、90の2、91の1、91の2、92から94まで、98
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第663号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、愛南町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成24年 5月18日

愛媛県知事 中村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
愛南町
南宇和郡愛南町城辺甲2420番地
代表者 愛南町長 清水 雅文
南宇和郡愛南町越田99番地
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
ア 1 工区
南宇和郡愛南町船越390番から同471番までの地先公有水面
イ 2 工区
南宇和郡愛南町船越471番から同1287番2までの地先公有水面
 - (2) 区域
ア 1 工区
次の1点から真北298度14分09秒64 42mの地点を円心とする半径64 42mの円周で1点と2点とを結ぶ南東側の円弧、

2点と3点を結んだ線、3点から真北174度15分05秒9.88mの地点を円心とする半径9.88mの円周で3点と4点とを結び北西側の円弧、4点から22点までを順次に結んだ線及び22点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町船越470番2地先の船越第2物揚護岸に設置された金属鈹)は、北緯32度56分51秒、東経132度30分24秒の地点

- 1点は、基点から真北81度28分33秒177.20メートルの地点
2点は、1点から真北233度20分42秒54.69メートルの地点
3点は、2点から真北264度16分25秒42.49メートルの地点
4点は、3点から真北221度58分06秒13.34メートルの地点
5点は、4点から真北179度56分29秒32.23メートルの地点
6点は、5点から真北270度00分00秒45.13メートルの地点
7点は、6点から真北0度01分43秒12.00メートルの地点
8点は、7点から真北270度01分43秒10.00メートルの地点
9点は、8点から真北180度01分36秒15.00メートルの地点
10点は、9点から真北270度01分42秒14.12メートルの地点
11点は、10点から真北0度00分00秒1.00メートルの地点
12点は、11点から真北270度02分13秒3.10メートルの地点
13点は、12点から真北180度00分00秒1.00メートルの地点
14点は、13点から真北270度01分35秒36.96メートルの地点
15点は、14点から真北0度00分00秒1.00メートルの地点
16点は、15点から真北270度02分13秒3.10メートルの地点
17点は、16点から真北180度00分00秒1.00メートルの地点
18点は、17点から真北270度01分41秒46.89メートルの地点
19点は、18点から真北0度00分00秒1.00メートルの地点
20点は、19点から真北270度01分07秒3.10メートルの地点
21点は、20点から真北180度00分00秒1.00メートルの地点
22点は、21点から真北270度01分42秒4.05メートルの地点

イ 2工区

次の23点から45点までを順次直線で結んだ線並びに45点と23点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.10m)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(南宇和郡愛南町船越470番2地先の船越第2物揚護岸に設置された金属鈹)は、北緯32度56分51秒、東経132度30分24秒の地点

- 23点は、基点から真北239度21分45秒109.33メートルの地点
24点は、23点から真北270度01分36秒15.00メートルの地点
25点は、24点から真北0度00分00秒1.00メートルの地点
26点は、25点から真北270度02分13秒3.10メートルの地点
27点は、26点から真北180度00分00秒1.00メートルの地点
28点は、27点から真北270度01分41秒36.84メートルの地点
29点は、28点から真北0度00分00秒1.00メートルの地点
30点は、29点から真北270度01分07秒3.10メートルの地点
31点は、30点から真北180度00分00秒1.00メートルの地点
32点は、31点から真北270度01分43秒18.05メートルの地点
33点は、32点から真北183度51分38秒14.96メートルの地点
34点は、33点から真北273度50分27秒1.00メートルの地点
35点は、34点から真北183度51分57秒3.10メートルの地点
36点は、35点から真北93度50分27秒1.00メートルの地点
37点は、36点から真北183度51分23秒26.90メートルの地点

- 38点は、37点から真北273度50分27秒1.00メートルの地点
39点は、38点から真北183度51分57秒3.10メートルの地点
40点は、39点から真北93度50分27秒1.00メートルの地点
41点は、40点から真北183度51分33秒26.89メートルの地点
42点は、41点から真北273度50分27秒1.00メートルの地点
43点は、42点から真北183度51分57秒3.10メートルの地点
44点は、43点から真北93度50分27秒1.00メートルの地点
45点は、44点から真北183度51分26秒13.10メートルの地点

(3) 面積

- ア 1工区 10,692.93平方メートル
イ 2工区 13,744.42平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成18年2月24日 愛媛県指令17港第648号

4 しゅん功認可年月日

平成24年5月18日

○愛媛県告示第664号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、西条市船屋土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年5月18日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

就 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists new board members including 遊口 実, 坪井 貞, 川上 敏数, etc.

退 任

Table with 3 columns: 役員の種類, 氏 名, 住 所. Lists retiring board members including 矢野 善則, 川上 弘, 遊口 実, etc.

○愛媛県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、西条市船屋土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年5月18日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

○愛媛県告示第666号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小松町妙口土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県東予地方局長 俊 野 健 治

○愛媛県告示第667号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市古川土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番5号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番1号
"	有 光 晃	松山市古川南二丁目8番21号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目6番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目4番6号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番8号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目1番3号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番1号
"	堀 内 英 昭	松山市古川北四丁目10番21号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目2番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目7番12号
"	西 堀 正 和	松山市古川南三丁目22番26号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	松 本 浩 二	松山市古川西一丁目12番5号
"	堀 田 和 雄	松山市古川南二丁目14番1号
"	今 村 眞 悟	松山市古川北四丁目17番10号
"	今 村 健 二	松山市古川南一丁目16番25号
"	高 市 茂	松山市古川南二丁目17番15号
"	大 西 尚 正	松山市古川西三丁目6番19号
"	松 本 健 一	松山市古川西三丁目4番6号
"	大 西 光 章	松山市古川北一丁目15番8号
"	今 村 邦 夫	松山市古川西二丁目1番3号
"	有 光 久 計	松山市古川南三丁目18番24号
"	今 村 忠 良	松山市古川北四丁目18番1号
"	林 時 春	松山市古川北四丁目11番5号
"	今 村 泰 藏	松山市古川南二丁目2番11号
"	松 本 清 孝	松山市古川西三丁目14番18号
監 事	浅 井 正 廣	松山市古川北四丁目7番12号
"	有 光 晃	松山市古川南二丁目13番21号

○愛媛県告示第668号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市福角町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乘 松 仁 志	松山市福角町甲1680番地3
"	西 山 貞 明	松山市福角町甲1651番地1
"	岡 本 正 邦	松山市福角町甲862番地
"	石 丸 博 之	松山市権現町甲666番地4
"	石 丸 克	松山市福角町甲620番地2
"	桐 木 弘	松山市福角町甲1249番地
"	石 丸 史 朗	松山市福角町甲1632番地3
"	乘 松 一 馬	松山市福角町甲318番地2
"	乘 松 俊 文	松山市福角町甲828番地2
監 事	井 上 徹 郎	松山市福角町甲1735番地
"	石 丸 正 孝	松山市福角町甲747番地
"	石 丸 英 樹	松山市権現町1番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	乘 松 仁 志	松山市福角町甲1680番地3
"	乘 松 政 文	松山市福角町甲228番地3
"	岡 本 正 博	松山市福角町甲846番地4
"	石 丸 英 樹	松山市権現町1番地
"	石 丸 幹 夫	松山市福角町甲540番地4
"	石 丸 正 孝	松山市福角町甲747番地
"	石 丸 史 朗	松山市福角町甲1632番地3
"	井 上 徹 郎	松山市福角町甲1735番地
"	乘 松 悟	松山市福角町甲330番地
監 事	石 丸 孝 義	松山市福角町甲816番地1
"	乘 松 克 志	松山市福角町甲1661番地2
"	石 丸 正 樹	松山市権現町128番地1

○愛媛県告示第669号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市南高井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地2
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地2
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地

"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	河 本 兼 弘	松山市南高井町851番地
"	相 原 金 吾	松山市南高井町232番地 2
"	相 原 修 由	松山市南高井町1298番地
"	河 原 忠 則	松山市南高井町1650番地 2
"	天 野 利 行	松山市南高井町1567番地 2
"	安 川 敬 三	松山市南高井町675番地
"	井 門 裕 昭	松山市南高井町795番地 1
監 事	井 門 徹	松山市南高井町812番地 2
"	石 丸 仁 志	松山市南高井町801番地

○愛媛県告示第670号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市土居田町土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1
"	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
"	武 田 泰 昭	松山市土居田町440番地
"	永 木 貞 雄	松山市土居田町468番地 2
"	横 田 増 雄	松山市土居田町117番地 3
"	永 木 和 正	松山市土居田町470番地
監 事	徳 永 伊 豆 男	松山市土居田町 8 番地 3
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	今 井 俊 一	松山市土居田町511番地 1
"	武 市 保 男	松山市土居田町257番地 1
"	武 田 泰 昭	松山市土居田町440番地
"	永 木 貞 雄	松山市土居田町468番地 2
"	黒 光 俊 明	松山市土居田町364番地
監 事	永 木 功	松山市土居田町537番地 2
"	本 宮 忠 数	松山市土居田町291番地 2

○愛媛県告示第671号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市見奈良土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	池 川 静 雄	東温市見奈良257番地
"	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
"	池 川 幸 介	東温市見奈良445番地
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008番地
"	佐 伯 孝 二	東温市見奈良1406番地
"	池 川 忠 徳	東温市見奈良261番地 1
監 事	池 川 広 一	東温市見奈良448番地
"	池 川 寛	東温市見奈良404番地
"	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地 1

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	池 川 尊 徳	東温市見奈良1006番地 1
"	池 川 勝 司	東温市見奈良354番地 1
"	佐 伯 正 夫	東温市見奈良355番地 5
"	佐 伯 勝 永	東温市見奈良1008番地
"	北 川 尚	東温市見奈良992番地
"	池 川 広 一	東温市見奈良448番地
"	池 川 静 雄	東温市見奈良257番地
"	池 川 和 裕	東温市見奈良336番地 1
"	池 川 幸 介	東温市見奈良445番地
"	佐 伯 逸 夫	東温市見奈良898番地
監 事	池 川 武 臣	東温市見奈良974番地 1
"	相 原 弘 茂	東温市見奈良340番地

○愛媛県告示第672号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、東温市北吉井土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3
"	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
"	和 田 忍 勝	東温市樋口236番地
"	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
監 事	森 本 明 徳	東温市樋口935番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	須 川 辰 司	東温市西岡156番地
"	田 中 康 雄	東温市樋口1196番地 3

〃	河 内 哲 一	東温市樋口285番地 1
〃	加 藤 岑 生	東温市樋口229番地 1
〃	和 田 陽 治	東温市樋口1255番地
監 事	藤 田 耕 蔵	東温市樋口806番地

○愛媛県告示第675号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市揚畑田土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第673号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市奥松瀬川土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第676号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市西岡土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第674号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市北方土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第677号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、東温市牛淵上井手土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

○愛媛県告示第678号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第3号 平成24年 5月 9日	伊予市上三谷字蔵屋甲1541番3、甲1574番1	伊予市下吾川1109番地 小 河 政 彦 小 河 由 紀

○愛媛県告示第679号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成24年 5月18日

愛媛県中予地方局長 岡 本 靖

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
24中局建（開）第4号 平成24年 5月 9日	伊予郡松前町大字神崎字紺屋分752番5	松山市森松町416番地3 リッツハウス森松B - 101号 藤 岡 具 視

○愛媛県告示第680号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、長浜町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年 5月18日

愛媛県南予地方局長 山 本 龍 典

○愛媛県告示第681号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成24年 5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般 - 22)第14554号	平成22年 7月25日	潮田建設	潮田 初則	宇和島市宮下甲158 - 15	平成24年 4月9日	土木工事業 とび・土工工事業 石工事業、鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 塗装工事業 水道施設工事業	建設業の廃止

(般 - 21) 第15721号	平成22年 3月23日	真穴水道設備(有)	石崎 久次	八幡浜市穴井 4 - 163	平成24年 4月18日	土木事業 とび・土工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 21) 第14383号	平成21年 10月22日	(有)竹本工務店	竹本 昭善	西宇和郡伊方町九町 1 - 1575	平成24年 4月24日	土木事業 建築事業 とび・土工事業	建設業の廃止
(般 - 23) 第4172号	平成23年 8月30日	(株)丸和組	宇都宮洋次	西予市宇和町明石1489	平成24年 4月25日	管工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19) 第1105号	平成19年 7月12日	(有)望月電気工事店	望月 清貴	宇和島市大超寺奥乙82 - 8	平成24年 4月26日	電気工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第682号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成24年5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	197号	八幡浜市保内町宮内281番 1 地先から 同市保内町宮内249番 1 地先まで	平成24年 5月18日

公 告

○公 告

争議行為の通知の公表について

全国一般愛媛地方労働組合執行委員長玉井博司から次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成24年5月11日あったので公表する。
平成24年5月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 事件 平成24年度夏季一時金その他に関する事項
- 2 日時 平成24年5月22日正午より本問題が解決に至る間
- 3 場所 一般財団法人真光会
松山市南高井1491
- 4 概要 前記記載の場所において、あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

教育委員会公告

○公 告

平成25年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について

平成25年度の愛媛県立立高等学校及び愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜並びに愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜に係る学力検査の出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日を次のとおり定めた。
平成24年5月18日

愛媛県教育委員会

委員長 松 岡 義 勝

1 愛媛県立立高等学校の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている第1学年及び第2学年の各教科の目標及び内容、中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に

示されている第3学年の各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）4(1)及び(2)並びに5(1)及び(3)の規定により平成22年度の第1学年及び平成23年度の第2学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

区 分	一般入学者選抜	推薦入学者選抜	定時制の課程の第2次募集
学力検査等の期日	平成25年3月12日（火）及び同日13日（水）	平成25年2月8日（金）	平成25年4月4日（木）
合格者の発表の日	平成25年3月19日（火）	平成25年3月19日（火）	平成25年4月5日（金）

(3) 通信制の課程及び専攻科

(1)及び(2)の規定にかかわらず、愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

2 愛媛県立特別支援学校高等部の入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

ア 本科

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第61号）に示されている中学部第1学年及び第2学年の各教科の目標及び内容、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成21年3月文部科学省告示第36号）に示されている中学部第3学年の各教科の目標及び内容並びに視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校にあっては、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における新特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の特例を定める件（平成21年3月文部科学省告示第39号）第2(3)の規定により平成22年度の第1学年及び平成23年度の第2学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

イ 専攻科

特別支援学校高等部学習指導要領（平成11年3月文部省告示第62号）に示されている各教科の目標並びに各科目の目標及び内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

学力検査等の期日	平成25年3月5日（火）
合格者の発表の日	平成25年3月21日（木）

3 愛媛県立中等教育学校の第4学年の欠員補充のための編入学者の選抜

(1) 学力検査の出題範囲

中学校学習指導要領（平成10年12月文部省告示第176号）に示されている第1学年及び第2学年の各教科の目標及び内容、中学校学習指導要領（平成20年3月文部科学省告示第28号）に示されている第3学年の各教科の目標及び内容並びに平成21年4月1日から平成24年3月31日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（平成20年6月文部科学省告示第99号）4(1)及び(2)並びに5(1)及び(3)の規定により平成22年度の第1学年及び平成23年度の第2学年の数学及び理科において指導する内容に則し、基本的事項について出題する。

(2) 学力検査等の期日及び合格者の発表の日

愛媛県教育委員会教育長が別に定める。

○ 公 告

平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験の実施について

教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第11条の規定により、平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験を次の要領で実施する。

平成24年 5月18日

愛媛県教育委員会

教育長 仙 波 隆 三

1 第1次選考試験の区分、期日及び場所

区 分	期 日	場 所
小学校教員	平成24年7月24日(火)から27日(金)まで	松山市立道後中学校（松山市上市一丁目3番57号） 松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
中学校教員（各教科）	平成24年7月24日(火)から27日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
高等学校教員（各教科〔科目〕） 特別支援学校教員	平成24年7月24日(火)から27日(金)まで	松山北高等学校（松山市文京町4番地1）
養護教員	平成24年7月24日(火)から27日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）
栄養教員	平成24年7月24日(火)から27日(金)まで	松山市立勝山中学校（松山市清水町三丁目148番地2）

注1 区分間の併願は、認めない。

2 場所等を変更することがある。

2 第2次選考試験

第2次選考試験の詳細は、第1次選考試験に合格した者に通知する。

3 受験申込受付期間

平成24年5月21日（月）から6月13日（水）まで（郵送による場合は、同日までの消印のあるものは受け付ける。）

4 受験資格

次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 試験の区分に相当する教員普通免許状を有する者又は平成25年3月31日までにこの免許状を取得する見込みの者で大学等で証明が得られるもの

(2) 昭和48年4月2日以降に出生した者（本県の国公立学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校又は公立学校をいう。以下同じ。）で5年以上の教職経験（期限付任用又は臨時的任用である期間及び休職、育児休業等の期間を除く。）を有する者が、当該教職経験に係る試験区分を受験する場合で、教職経験者特別選考を申請するときあつては、昭和38年4月2日以降に出生した者）

なお、他の都道府県で、国公立学校の教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）及び栄養教員の試験区分を志願する者で公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第2条第1項に規定する義務教育諸学校の学校栄養職員として本県で勤務しているもの（期限付任用又は臨時的任用である者を除く。）については、年齢を制限しない。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号及び学校教育法第9条各号のいずれにも該当しない者

5 受験申込手続及び試験方法

平成25年度愛媛県公立学校教員採用選考試験志願要項（以下「志願要項」という。）を参照すること。

6 志願要項及び出願関係用紙の入手方法

愛媛県のホームページからダウンロードし、印刷すること。

なお、上記によることができない場合には、封筒の表に「教員採用選考試験志願要項請求」と朱書きし、140円切手を貼った、宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封して郵送にて下記まで請求すること。

< 請求先 >

志 願 種 別	宛 先
小学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
中学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942
高等学校教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
特別支援学校教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部高校教育課 電話（089）912 2952
養護教員志願者	〒790 8570 松山市一番町四丁目4番地2
栄養教員志願者	愛媛県教育委員会事務局指導部義務教育課 電話（089）912 2942

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
	代表者	会計責任者			
古川たかとし後援会（ふるさと桜井を愛する会）	古川 孝 利	青野 岩 夫	今治市桜井五丁目7 - 15	平成24年 4月16日	
山川かずたか後援会	河村 重 義	鈴木 昇	四国中央市豊岡町長田378	平成24年 4月27日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	異 動 事 項	新	旧	届出年月日	備考
愛媛県商工連盟連合会伊予支部	会 計 責 任 者	秦泉寺 正 人	嘉 村 善 光	平成24年 4月 2日	
早瀬たけおみ後援会	会 計 責 任 者	三 好 俊 一	早 瀬 明	平成24年 4月 2日	
古川たくや後援会	主たる事務所の所在地	新居浜市寿町11 - 37	新居浜市松原町2 - 48	平成24年 4月 2日	
自由民主党愛媛県支部連合会	会 計 責 任 者	住 田 省 三	赤 松 泰 伸	平成24年 4月 3日	政党の支部
自由民主党愛媛県薬剤師支部	代 表 者	宮 内 芳 郎	森 雅 明	平成24年 4月 3日	政党の支部
	会 計 責 任 者	堀 尾 郁 夫	宮 内 芳 郎		
自由民主党松野支部	主たる事務所の所在地	北宇和郡松野町豊岡899	北宇和郡松野町松丸277 - 1	平成24年 4月 3日	政党の支部
	代 表 者	関 本 良 夫	山 本 胸三郎		
	会 計 責 任 者	赤 松 紀 幸	加 藤 勝 恵		
愛媛県藤井基之薬剤師後援会	代 表 者	宮 内 芳 郎	森 雅 明	平成24年 4月 3日	
	会 計 責 任 者	堀 尾 郁 夫	宮 内 芳 郎		
愛媛県藤之会	代 表 者	宮 内 芳 郎	森 雅 明	平成24年 4月 3日	
	会 計 責 任 者	堀 尾 郁 夫	宮 内 芳 郎		
愛媛県薬剤師連盟	代 表 者	宮 内 芳 郎	森 雅 明	平成24年 4月 3日	
	会 計 責 任 者	堀 尾 郁 夫	宮 内 芳 郎		
水田しろう後援会	会 計 責 任 者	水 田 史 朗	播 谷 慶二郎	平成24年 4月 3日	
自由民主党愛媛県農政同志会支部	会 計 責 任 者	森 田 誠 一	白 石 隆	平成24年 4月 5日	政党の支部

愛媛県農政同志会	会 計 責 任 者	森 田 誠 一	白 石 隆	平成24年 4月 5日	
愛媛県商工連盟連合会今治支部	会 計 責 任 者	高 須 泰 裕	大 野 義 信	平成24年 4月 6日	
愛媛県商工連盟連合会大洲支部	代 表 者	井 関 和 彦	永 井 水 澄	平成24年 4月 6日	
ふくら浩一後援会	主たる事務所の所在地	今治市別宮町六丁目 4 - 19	今治市通町二丁目 3 - 29	平成24年 4月 6日	
三谷つぎむ後援会	代 表 者	田 中 一 高	石 川 正 一	平成24年 4月 9日	
細川ひであき後援会	代 表 者	高 木 安 雄	西 山 弘 敏	平成24年 4月17日	
新社会党愛媛県本部	会 計 責 任 者	島 本 保 徳	川 崎 利 生	平成24年 4月19日	
三好幹二西予後援会	主たる事務所の所在地	西予市宇和町山田2061	西予市宇和町下松葉522 - 1	平成24年 4月23日	

○愛媛県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成24年 5月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県西予市第一支部	薬師寺 信義	平成24年 4月19日
薬師寺信義後援会	清水宗吉	平成24年 4月19日

○愛媛県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

平成24年 5月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 西 蔭 健

1 直接請求（県議会議員の解職請求を除く。）の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,191,026
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,821
- (3) 40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 265,171

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数（松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）
伊 予 郡	43,990	14,664
南 宇 和 郡	21,095	7,032

松山市・上浮穴郡	428,625	138,105
今治市・越智郡	147,304	49,102
宇和島市・北宇和郡	84,697	28,233
八幡浜市・西宇和郡	42,343	14,115
新居浜市	102,140	34,047
西条市	93,440	31,147
大洲市・喜多郡	54,951	18,317
伊予市	32,282	10,761
四国中央市	75,885	25,295
西予市	36,053	12,018
東温市	28,221	9,407

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成24年 5月18日

愛媛県公営企業管理者 三 好 大三郎

1 入札に付する事項

- (1) 事業名
愛媛県立中央病院医療情報システム系ネットワーク導入事業（以下「本事業」という。）
- (2) 事業実施場所
愛媛県松山市春日町83番地
愛媛県立中央病院
- (3) 事業内容
入札説明書等による。
- (4) 事業期間
契約締結日から平成31年 5月 3日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 応募者等の構成
ア 入札に参加できる者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた単独法人又は複数法人グループ（以下「応募者」という。）とする。

イ 応募者は、入札説明書等に示す、本事業におけるネットワーク構築を実施する法人（以下「構築担当企業」という。）及び県と賃貸借契約を締結する法人（以下「リース会社」という。）で構成されるものとする。なお、構築担当企業がリース会社を兼ねることは可能とする。

ウ 応募者を構成する法人の中から、入札手続きを主体的に行う1法人（以下「代表企業」という。）を定め、一般競争入札参加資格要件確認申請書で明らかにしなければならない。

(2) 参加資格要件

ア 応募者全体として満たすべき事項

応募者全体として、(ア)の要件を満たすこと。

(ア) 入札説明書に示す要求仕様の全てを確実に履行できることを証明したものであること。

イ 応募者を構成する法人に共通する事項

応募者を構成する法人はいずれも以下の要件を満たすこと。

(ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(イ) 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止措置の期間中にない者であること。

(ウ) 一般競争入札参加資格要件確認基準日において、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条に規定する平成24年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規定により、平成24年度の電気通信工事業に係る建設工事入札参加資格を有すると認められた者、またはコンサルタント業務に係る入札参加資格を有すると認められた者であること。

ウ 構築担当企業に対する個別事項

構築担当企業を担う法人はいずれも以下の要件を満たすこと。なお、構築担当企業が複数の法人となる場合には、(ア)に示す要件については構築担当企業の代表者（主にネットワーク構築を主体的に実施する者）が満たしていればよいものとする。(イ)の要件はネットワーク工事（全部または一部）を担当する企業に対する要件であり、ネットワーク工事（全部または一部）を担当しない法人は当該要件を満たさなくてもよいものとする。

(ア) 平成17年4月1日以降において、日本国内で原則500床以上の一般病床を有する病院の医療情報システム系ネットワークの構築を主体的に履行した実績を有する者であること。

(イ) 構築担当企業のうち、ネットワーク工事（全部または一部）を実施する者にあつては、愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）第4条第1項の規程により、平成24年度の電気通信工事業に係る建設工事入札参加資格を有すると認められた者であること。

3 入札説明書の交付

(1) 交付期間

公告の日から平成24年6月15日（金）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後

5時30分までをいう。以下同じ。）

(2) 交付方法

6(6)に掲げる場所で交付する。

4 入札参加資格要件の確認

(1) この一般競争入札に参加を希望する応募者は、一般競争入札参加資格要件確認申請書及び必要書類（以下「参加資格要件確認書類」という。）を提出して、入札参加資格要件の確認を受けなければならない。

(2) 参加資格要件確認書類の受け付け

ア 受付期間

平成24年6月13日（水）から15日（金）までの執務時間中

イ 受付場所

6(6)に掲げる場所で受け付ける。

ウ 提出方法

持参により提出すること。

エ 入札参加資格要件の確認の結果は、参加資格要件確認書類を提出した応募者の代表企業に対して、平成24年6月22日（金）までに、書面により通知する。

オ その他

(ア) 参加資格要件確認書類の作成等に係る費用は、応募者の負担とする。

(イ) 提出された参加資格要件確認書類は、返却しない。

(ウ) 詳細は、入札説明書等による。

5 入札の手続

4により入札参加資格要件の確認を受けた者は、入札説明書等で規定する入札書及び入札金額内訳書（見積書及び見積金額内訳書）を持参により、(1)に示す開札日時に開札場所にて提出すること。

(1) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成24年6月29日（金）午後1時30分

イ 場所

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県公営企業管理局大会議室（愛媛県庁第二別館2階）

(2) 入札方法

ア 入札書に記載する入札金額は、保守を含む、6年間の借入代金を記載すること。なお、詳細については入札説明書等を参照すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札の無効等

ア 入札参加資格要件を有しない者及び入札参加資格要件確認申請において虚偽の申請を行った者の提出した入札書並びに入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

イ 入札参加資格要件を有することを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格要件を失っているときは、その者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課

〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話番号 (089)912 2794

(7) その他

詳細は、入札説明書等による。

7 Summary

(1) Nature and quantity: Project of Hospital Information System Network Ehime Prefectural Central Hospital

(2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 29 June 2012

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
TEL 089 912 2794

正 誤

○正 誤

平成24年5月1日付け第2364号愛媛県告示第590号(介護機関(居宅介護事業者)の指定)中

ページ	箇所	誤	正
389	表中 指定年月日欄 下から1段目	平成24年4月15日	平成24年3月23日

○正 誤

平成24年5月1日付け第2364号愛媛県告示第593号(介護予防事業者)の指定)中

ページ	箇所	誤	正
391	表中 指定年月日欄 下から1段目	平成24年4月15日	平成24年3月23日